

配置予定技術者に関する取扱いについて

川崎市財政局管財部契約課

財政局契約課で発注する一般競争入札の配置予定技術者の取扱いについて、改めて、次の事項について周知徹底いたします。つきましては、今後、入札参加申込手続きの際、参加資格喪失要件に該当することのないよう十分な注意をお願いいたします。

1 監理技術者等は直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを要します

直接的な雇用関係とは、監理技術者及び主任技術者（以下「監理技術者等」という）とその所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在することをいいます。

また、恒常的な雇用関係とは、一定の期間にわたり当該建設業者に勤務し、日々一定時間以上職務に従事することが担保されていることをいい、一般競争入札参加申込日以前に3箇月以上の雇用関係にあることが必要です。

（在籍出向者、派遣社員、契約社員については直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえません）

2 入札参加申込締切後の配置予定技術者の変更は認めません

ただし、監理技術者等の死亡、傷病または退職等、真にやむを得ない場合についてはこの限りではありません。

3 監理技術者等の専任配置を必要とする案件の注意点

- ・落札日現在、他の工事に技術者として配置していないこと
- ・同一の技術者で申し込める件数は3件以内。ただし、同一入札予定日の案件については1件のみ

なお、専任とは、
「他の工事現場に係る職務を兼任せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事している（工事現場に常駐して専らその職務に従事する）こと」をいいます。

4 入札参加申込時における注意点

次のような場合、入札参加資格の喪失要件に該当しますので、入札参加申込手続きに際しては十分注意してください。

- ・配置予定技術者届の記載事項に誤りがあった場合
- ・入札参加申込時点で、必要書類の添付がなかった場合
- ・資格を欠いた技術者を配置予定技術者とした場合（直接的な雇用関係にない者、雇用期間が3箇月未満である者、当該工事に対応する建設業法の許可業種を有しない者など）等